

## 第2回議会改革特別委員会

日時：令和元年12月12日（木）午前10時37分～

場所：市議会委員会室

前回の会議に引き続き、平成30年12月に制定した「つがる市議会基本条例」（以下「基本条例」という。）と市議会に関連する条例や規則、要綱等による議会運営方法と照らし合わせ、見直す点がないか協議を行った。

その後、今後の取り組みについて意見を出し合い協議を行った。

### 【協議結果】

- ① 基本条例を条文ごとに解釈等の確認を行った。
- ② 市議会の会派により協議する事案について協議を行った。
- ③ 請願・陳情について、付託を受けた委員会の委員長の判断により、提出者が委員会に出席して、みずから意見陳述することができるよう要綱を改正することとした。
- ④ 総括質疑の実施方法及び理事者側に認められた反問権について確認した。

### 【今後の検討事項】

- ① タブレット端末導入については、なお慎重に議論していくこととした。
- ② 今後、新たに取り組むべき改革事項がないか検討していくこととした。